

## 飯豊町の給与・定員管理等について

## 1 総括

## (1) 人件費の状況（普通会計決算）

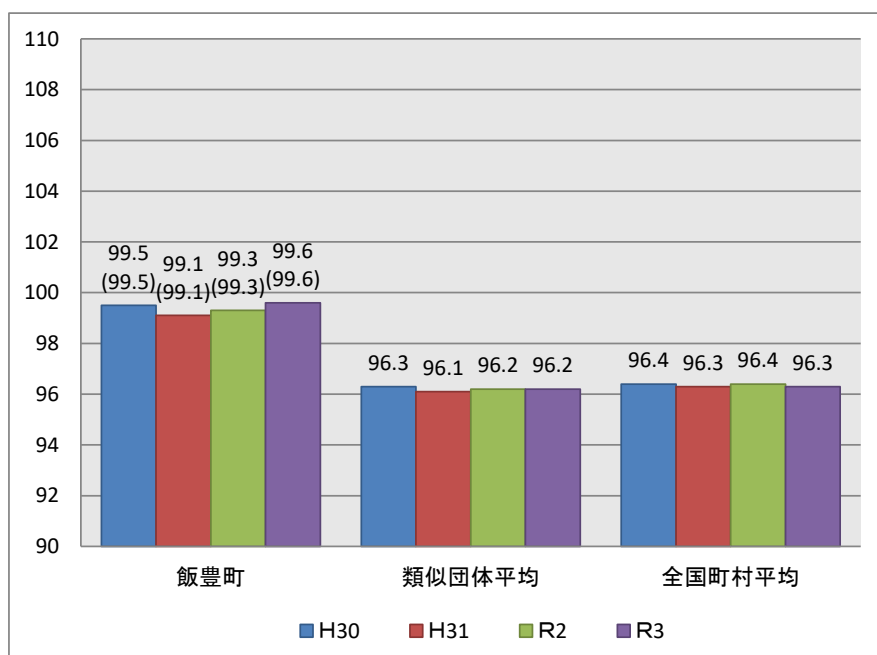
区分	住民基本台帳人口 (4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 31年度の人件費率
2年度	人 6,651	千円 9,040,075	千円 265,423	千円 1,061,242	% 11.7	% 13.5

## (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
2年度	人 106	千円 345,701	千円 61,308	千円 158,729	千円 565,738	千円 5,337	千円 5,477

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

## (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

#### (4) 給与改定の状況

##### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
3年度	円 —	円 —	円 ( — %)	% —	% 0	% 改訂なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

##### ②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
3年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

**【概要】**国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

[ 実施 ]

実施内容 (平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容)

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日  
 (内容)一般行政職の給料表については、国、県の勧告を踏まえ、若年層で引上げ、高齢層では引下げとする。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。  
 技能労務職の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

##### ②地域手当の見直し

(支給割合)国基準(特別区)20%に対し、飯豊町においても20%を支給。  
 (実施時期)平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし平成27年4月1日時点は1%、給与改定後は平成27年4月に遡及し2%、平成28年4月1日時点は3%を支給。

##### ③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

#### (6) 特記事項

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（3年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
飯豊町	42.0 歳	322,900 円	380,798 円	347,783 円
山形県	43.8 歳	335,300 円	418,400 円	362,500 円
国	43.0 歳	325,827 円	- 円	407,153 円
類似団体	41.3 歳	303,228 円	352,080 円	328,022 円

#### ②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
飯豊町	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円	—	—	—	—
うち保育所等調理師	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円	飲食物調理従事者	42.4 歳	215,600 円	—
うち学校技術員	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円	他に分類されない 運搬・清掃・包装 等従事者	50.3 歳	235,200 円	—
山形県	52.3 歳	461 人	335,600 円	373,700 円	353,200 円	—	—	—	—
国	50.9 歳	2,201 人	286,947 円	—	328,603 円	—	—	—	—
類似団体	51.1 歳	4 人	286,138 円	305,729 円	296,953 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
飯豊町	—	—	—
うち保育所等調理師	* 円	* 円	*
うち学校技術員	* 円	* 円	*

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成30～令和2年の3ヵ年平均）。
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

#### ③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
飯豊町	40.8 歳	285,900 円	317,400 円
山形県	- 歳	- 円	- 円
類似団体	38.5 歳	279,796 円	308,161 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、3年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（3年4月1日現在）

区 分		飯豊町	山形県	国
一般行政職	大学卒	185,100 円	185,100 円	182,200 円
	高校卒	152,300 円	152,300 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	150,800 円	147,700 円	—
	中学卒	134,700 円	136,100 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（3年4月1日現在）

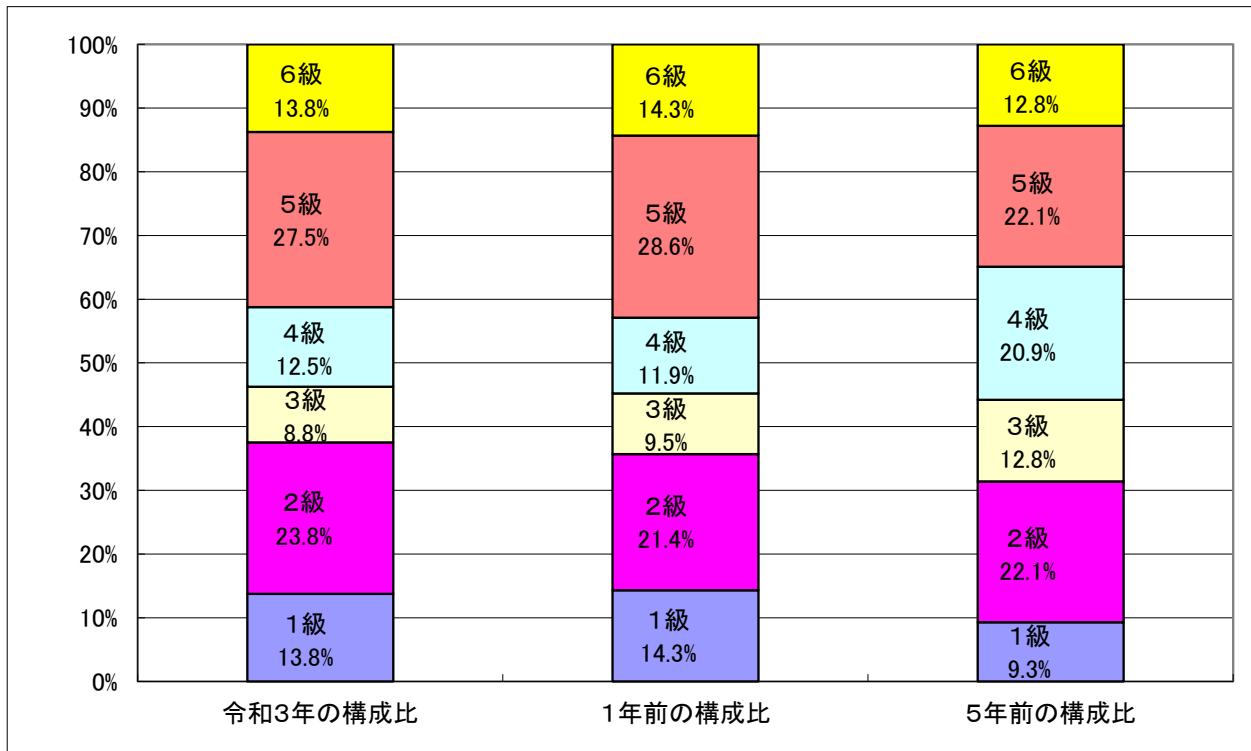
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	255,400 円	369,100 円	397,600 円	411,600 円
	高校卒	— 円	316,200 円	359,000 円	390,200 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（3年4月1日現在）

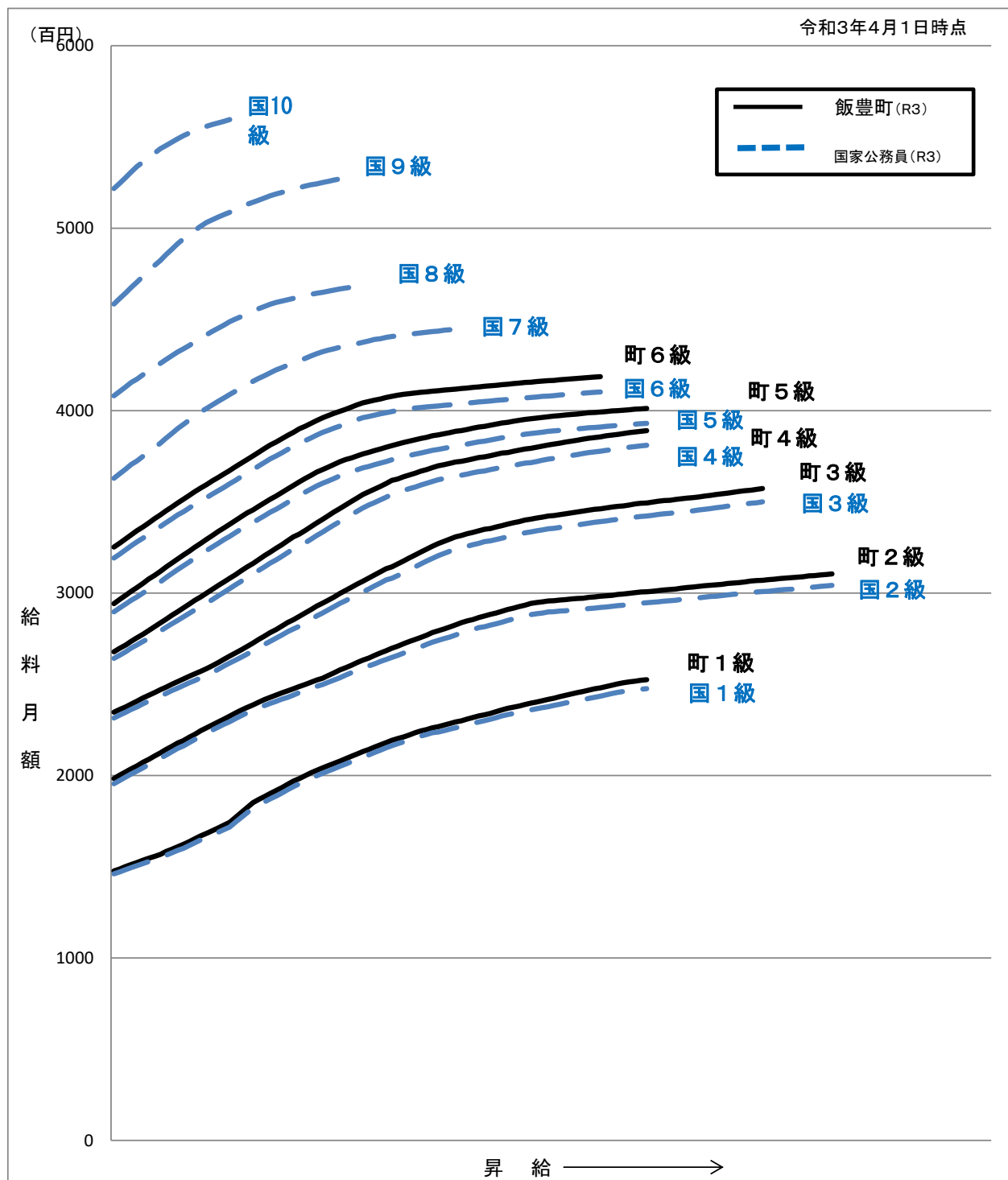
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	課長	11 人	13.8 %	325,200 円	418,600 円
5 級	室長	22 人	27.5 %	294,200 円	401,200 円
4 級	主査	10 人	12.5 %	267,800 円	389,000 円
3 級	主任	7 人	8.8 %	234,700 円	357,300 円
2 級	主事、技師	19 人	23.8 %	198,300 円	310,500 円
1 級	主事、技師、主事補、技師補	11 人	13.8 %	147,700 円	252,500 円

- (注) 1 飯豊町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（飯豊町）

令和3年4月2日から令和4年4月1日までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ.人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ.人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

飯豊町	山形県	国
1人当たり平均支給額(2年度) 1,497 千円	1人当たり平均支給額(2年度) 1,670 千円	—
(2年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.85 月分 ( 1.40 )月分 ( 0.90 )月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.85 月分 ( 1.40 )月分 ( 0.90 )月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.90 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 職務上の等級による加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（飯豊町）

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ.人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ.人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（3年4月1日現在）

飯豊町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～45%加算）			定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
1人当たり平均支給額	1,287 千円	19,506 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額である。

## (3) 地域手当

(3年4月1日現在)

支給実績(2年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)		-		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
東京都特別区	20.0 %	0 人	20.0 %	

## (4) 特殊勤務手当(3年4月1日現在)

支給実績(2年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)		-		円
職員全体に占める手当支給職員の割合(2年度)		0.0		%
手当の種類(手当数)		-		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支給単価
-	-	-	-	-

## (5) 時間外勤務手当

支給実績(31年度決算)	30,537 千円
職員1人当たり平均支給年額(31年度決算)	288 千円
支給実績(2年度決算)	27,662 千円
職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)	274 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(2年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

## (6) その他の手当(3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)
扶養手当	配偶者 月額6,500円 扶養親族(子) 月額10,000円 上記以外の扶養親族 月額6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末まで 月額5,000円加算	同じ	—	9,242 千円	256,722 円
住居手当	借家居住者で月額14,000円以上の家賃を払っている者 限度額28,000円	異なる	(国)家賃の下限額を16,000円として支給	3,530 千円	320,909 円
通勤手当	交通機関等利用 運賃相当額 限度額55,000円、自動車等使用 片道2km以上の自動車等を使用して通勤する職員に支給 限度額37,200円	異なる	自動車等使用については、山形県の支給区分に準じて支給	7,845 千円	80,876 円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの間、世帯主で扶養親族のある職員 17,800円、その他の世帯主である職員 10,200円、その他の職員 7,360円	同じ	—	6,559 千円	63,680 円
管理職手当	職名に応じて45,700円から50,000円の範囲で支給(管理職手当は課長職に支給されます)	異なる	(国)職名に応じて特別調整額として支給	6,030 千円	548,182 円
単身赴任手当	配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に支給 基礎額(30,000円)+距離区分に応じた加算額 限度額70,000円	同じ	—	- 千円	- 円



## 5 特別職の報酬等の状況（3年4月1日現在）

給料	区分	給料		月額		等
		額	円	額	円	
料	町長	810,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額		
	副町長	610,000	円	870,000	円 / 391,500	円
報酬	議長	340,000	円	355,000	円 /	200,000
	副議長	280,000	円	316,000	円 /	168,000
	議員	265,000	円	301,000	円 /	150,000
期末手当	町長	(2年度支給額)		3.30		月分
	副町長	(2年度支給額)		3.30		月分
養老地手当	町長	(2年度支給額)		51,000		円
	副町長	(2年度支給額)		89,000		円
退職手当	町長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副町長	81万円×在職月数×0.567		2,204万円	任期毎又は退職時	
備考		61万円×在職月数×0.331		969万円	任期毎又は退職時	

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

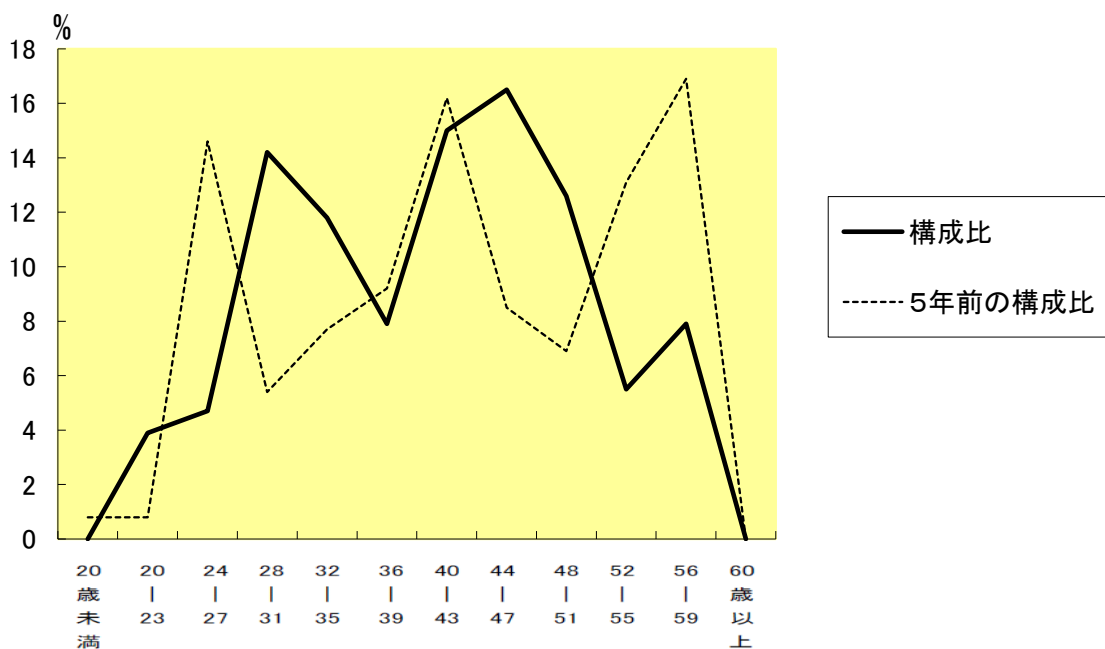
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和2年	令和3年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務企画	26	26	0	
		税務	6	6	0	
		民生	28	26	-2	
		衛生	4	4	0	
		農林	11	10	-1	
		商工	6	5	-1	
		土木	7	6	-1	
	計	90	85	-5	<参考> 人口1万人当たり職員数 127.80 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 111.52 人)	
	教育部門	16	15	-1		
小計	106	100	-6	<参考> 人口1万人当たり職員数 150.35 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 134.21 人)		
公営企業会計等部門	病院	2	2	0		
	水道	3	2	-1		
	下水道	2	2	0		
	国民健康保険	6	6	0		
	介護保険	3	3	0		
	後期高齢者	1	2	1		
	老人保健施設	11	10	-1		
	小計	28	27	-1		
合計	134 [ 155 ]	127 [ 155 ]	-7 [ 0 ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 190.95 人		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（3年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	6人	18人	15人	10人	19人	21人	16人	7人	10人	0人	127人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門	区分	28年	29年	30年	31年	2年	3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		85	85	83	87	90	85	0 ( 0.0 %)
教育		21	20	20	18	16	15	▲6 ( ▲28.6 %)
警察		—	—	—	—	—	—	—
消防		—	—	—	—	—	—	—
普通会計		106	105	103	105	106	100	▲6 ( ▲5.7 %)
公営企業等会計		24	25	26	27	28	27	3 ( 12.5 %)
総合計		130	130	129	132	134	127	▲3 ( ▲2.3 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 31年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
2年度	179,626	34,374	19,132	10.7	10.2

(注) 資本勘定支弁職員に該当する職員はいない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2年度	3	9,602	946	3,513	14,061	4,687	5,477

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、3年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

##### イ 特記事項

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
飯豊町	36.0 歳	266,722 円	390,583 円
団体平均	45.3 歳	335,096 円	502,816 円
事業者	— 歳	—	— 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

飯 豊 町				飯 豊 町（一般行政職）			
1人当たり平均支給額(2年度)				1人当たり平均支給額(2年度)			
1,171 千円				1,497 千円			
(2年度支給割合)				(2年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.50 月分		1.85 月分		2.50 月分		1.85 月分	
( 1.40 )月分		( 0.90 )月分		( 1.40 )月分		( 0.90 )月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職務の級等による加算措置				職務の級等による加算措置			
・ 職務上の等級による加算 5～15%				・ 職務上の等級による加算 5～15%			

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### イ 退職手当（3年4月1日現在）

飯 豊 町			飯 豊 町（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額 — 千円 — 千円			1人当たり平均支給額 1,287 千円 19,506 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(3年4月1日現在)

支給実績(2年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

エ 特殊勤務手当 (3年4月1日現在)

支給実績(2年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)		— 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(2年度)		— %	
手当の種類(手当数)		—	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—

オ 時間外勤務手当

支給実績(31年度決算)	765 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(31年度決算)	255 千円
支給実績(2年度決算)	597 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)	199 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(2年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)
扶養手当	配偶者 月額6,500円 扶養親族(子) 月額10,000円 上記以外の扶養親族 月額6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末まで 月額5,000円加算	同じ	—	420 千円	420 円
住居手当	借家居住者で月額14,000円以上の家賃を払っている者 限度額28,000円	異なる	(国)家賃の下限額を16,000円として支給	0 千円	0 円
通勤手当	交通機関等利用 運賃相当額 限度額55,000円、自動車等使用 片道2km以上の自動車等を使用して通勤する職員に支給 限度額37,200円	異なる	自動車等使用については、山形県の支給区分に準じて支給	158 千円	52,600 円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの間、世帯主で扶養親族のある職員 17,800円、その他の世帯主である職員 10,200円、その他の職員 7,360円	同じ	—	191 千円	63,667 円
管理職手当	職名に応じて45,700円から50,000円の範囲で支給(管理職手当は課長職に支給されません)	異なる	(国)職名に応じて特別調整額として支給	0 千円	0 円
単身赴任手当	配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に支給 基礎額(30,000円)+距離区分に応じた加算額 限度額70,000円	同じ	—	— 千円	— 円